

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04254

研究課題名(和文) 1930年代「教員赤化事件(「二・四事件」)」の研究 「裁判記録」を通して

研究課題名(英文) Teachers Arrested at the Turning Red Event in Nagano Prefecture

研究代表者

前田 一男(MAEDA, Kazuo)

立教大学・文学部・教授

研究者番号：30192743

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：「二・四事件」とは、「信州教育」と全国的に高く評価されていた長野県において1933年2月4日から半年あまりの間に、多くの教員などが治安維持法違反として検挙され、大々的に報道された事件で、検挙者のうち教員が多くを占めていたため、「教員赤化事件」とも呼称された。その社会的な影響力は、新聞・雑誌メディアを通じて県内だけではなく全国に拡散されていった。その「二・四事件」について、新資料としての裁判記録及びそれに関わる新聞記事を翻刻した。複数の分析視角を提示しながら、「二・四事件」が、大正自由教育から戦時下錬成教育への転換を象徴する事件としての性格を持っていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)："February Four Incident" is an incident where many teachers were arrested as Maintenance of Public Order Law violation between 6 months since February 4, 1933. Since Nagano prefecture was named "Shinshu Traditional Education" nationally highly appreciated in the field of education, this incident was reported extensively. Because many of the arrested persons were the teachers, the cases were also referred to as the "Communist Teacher Incident". Its social influence spread throughout the country through newspaper and magazine media as well as within the prefecture.

I reprinted the judicial records and the newspaper articles related to the "February Four Incident" as the new materials. While presenting multiple analysis viewing angles, I revealed that the "February Four Incident" have a character as a case symbolizing the change from liberal Education during Taisho period to Nationalistic and Militaristic Education during World War II.

研究分野：日本近代教育史

キーワード：長野県教員赤化事件 「二・四事件」 治安維持法 思想統制 信濃教育界 教育労働運動 満蒙開拓  
青少年義勇軍 1930年代

## 1. 研究開始当初の背景

「二・四事件」とは、「信州教育」と全国的に高く評価されていた長野県において1933年2月4日から半年あまりの間に、多くの教員などが治安維持法違反として検挙され、大々的に報道された事件をいう。全検挙者のうち教員が多くを占めていたため、「教員赤化事件」などと呼称された。その社会的な影響力は、特に新聞・雑誌メディアを通じて県内だけではなく全国に拡散されていった。

戦後の「二・四事件」の評価は、信濃教育会と長野県教職員組合との対立がそのまま反映されている。前者が、「二・四事件」には極力触れようとはしないのとは対照的に、長野県教職員組合は、関連団体とともに実行委員会をつくり、その歴史的な意義を繰り返し問い直している。「二・四事件」については、現在まで歴史的に総括されずに来ているのである。

1930年代に起きた「二・四事件」についての再評価は、県内のふたつの立場の対立を超えた、近代日本教育史における大正自由教育から戦時下錬成教育への分岐点にあたる象徴的な事件であり、その研究テーマとしての意義は大きいと思われる。

## 2. 研究の目的

(1) 「二・四事件」に関する先行研究そのものの整理分類を試みることであり、それらは1960年代から2010年代にわたっているおり、「二・四事件」についての研究史の整理それ自体が研究目的になると考えた。

(2) 今後検討すべき資料として『長野県社会運動史』および新しい資料として発掘された『裁判記録』について、書誌的分析と同時にその利用可能性について検討することである。特に後者については翻刻することを通じて研究資料の共同化を進めることを目的とした。

(3) 先行研究の分類整理、新しい資料の翻

刻と分析を通じて、近代日本教育史における大正自由教育から戦時下錬成教育への分岐点にあたる象徴的な事件を歴史的に位置づけることを研究目的とした。

## 3. 研究の方法

研究の目的の(1)については、分類整理の視点を、官側資料の発掘と県史編纂作業、郡市教育会史・自治体史、学校史、当事者による「証言」、「二・四事件」周年記念集会実行委員会の活動の5つにおき、「二・四事件」研究の現段階とそれゆえの研究課題を確認することである。

研究の目的の(2)については、研究協力者とともに、『長野県社会運動史』の検討と同時に、治安維持法違反に問われた6名の被告人記録となっている『裁判記録』の翻刻に努めた。

研究の目的の(3)については、分析視角を明確化することに努めた。具体的には、以下の7つの分析視角を仮説的に提示した。

大正自由教育との「連続」と「断絶」の意味、方法としての川井訓導事件との比較、地域社会からの学校評価の意味と独自の人事行政の意義、「事件」報道に果たす新聞の役割と機能、国家主義的団体からの「二・四事件」への評価、「二・四事件」における内務省警保局と松本学局長の役割、満蒙開拓青少年義勇軍の送出過程における「二・四事件」の位置である。

## 4. 研究成果

(1) 3年間の研究成果として、研究報告書『1930年代『教員赤化事件(「二・四事件」)』の研究『裁判記録』を通して』(371頁)を作成した。

新資料としての『裁判記録』を分析することで始まった「二・四事件」研究だが、1933年の、長野県の、諏訪地方の、さらには一つの拠点の小学校の教育問題というだけにはとどまらない、研究的な裾野がどん

どんと広がっていくテーマであることに気づかれさせていくことになった。それは85年後の今日までも具体的な影響力のある事件であり、「信州教育」と呼ばれた日本を代表する教育県で起こった象徴的な事件であり、まさに教師と児童、学校と地域、県と教育会と中央とを切り結ぶ事件であり教育実践であった。そのような「二・四事件」であるからこそ、研究的にもいろいろなアプローチが可能であり、と同時に立場によって今日まで評価が定まりきれていない出来事なのだと思われさせた。研究を進めれば進めるほど、この研究テーマの重要性と「奥深さ」とを実感することになった。そうであるからこそ、以下に示した基礎資料としての『裁判記録』の翻刻が研究成果としてまとまったことについては、一定の評価が与えられてよいように思われる。

そして研究報告書『1930年代「教員赤化事件(「二・四事件」)」の研究 『裁判記録』を通して』(371頁)の内容的な特徴そのものが、具体的な研究成果となっている。

(2)まず、裁判記録を全文翻刻して掲載したことである。これによって研究資料として広く公開していくことが可能となった。

「二・四事件」から85年を経て関係者がほとんど鬼籍に入ってしまった現在、治安維持法下での教師たちの取組みがどのようなものであったのか、その実践がいかにかかれたのかについて、そのありようをリアルに考察することができる文書記録であり、その資料的価値は高いと考えられる。

また、『裁判記録』の資料的性格や、裁判記録に取り上げられている6名の人物について、研究協力者とともに個別研究を積み重ねた。そのことで、「二・四事件」の全体像に迫っていかうとした。治安維持法下での裁判手続き、裁判記録の内容分析、それを通じた「二・四事件」研究へのアプローチを意識した。

(3)次に、「二・四事件」についてはマスコミ報道が世論形成に大きな影響を与えていることから、新聞各紙の関係記事に注目した。特に1933年9月15日の「二・四事件」記事解禁直後の3紙(『信濃毎日新聞』『報知新聞』『長野新聞』)を取り上げ、掲載された記事すべてを翻刻した。また、「二・四事件」裁判関係記事について、『信濃毎日新聞』に限定して悉皆調査し、裁判関係の記事すべてを本報告書に翻刻した。裁判記録分析の補完資料となると同時に、報道内容の分析によって、「二・四事件」の教育界に及ぼした影響力を検討する資料ともなると思われる。今後の研究課題につながる基礎資料としての意義が認められるであろう。

(4)最後に、「長野県教員赤化事件(「二・四事件」)」に関する総合的研究」を収録したことである。これは、先に発表した「長野県教員赤化事件(「二・四事件」)」に関する研究(1) 1930年代教育史像の再構築のための研究視角」(『立教大学教育学科研究年報』第60号所収 2017年)に加筆を施した論文である。これによって研究の目的(1)と(3)に迫ろうとしたものであり、従来の戦後から遡及されがちな対立的な見方を歴史内在的に、さらには教育実践史を意識しながら解明しようと努めた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

前田一男「裁判までの経過と『裁判記録』の性格」査読無『1930年代「教員赤化事件(「二・四事件」)」の研究 『裁判記録』を通して』2018年 pp. 106～124

前田一男「長野県教員赤化事件(「二・四事件」)」に関する総合的研究」査読無『1930年代「教員赤化事件(「二・四事件」)」の研究 『裁判記録』を通して』

2018年 pp. 338～369

前田一男「長野県教員赤化事件（「二・四事件」）に関する研究（1） 1930年代教育史像の再構築のための研究視角」査読無 『立教大学教育学科研究年報』第60号所収 2017年 pp. 57～85

〔学会発表〕（計2件）

前田一男「歴史的転機としての長野県教員赤化事件（「二・四事件」の研究）」（第619回日本教育史学会例会）

2018年

前田一男「1930年代『長野県教員赤化事件（「二・四事件」）の研究』」（第60回教育史学会）2016年

## 6．研究組織

### (1)研究代表者

前田 一男（MAEDA, Kazuo）

立教大学・文学部・教授

研究者番号：30192743